

令和6年度 第1回 四街道市子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年5月30日（木）

11:00～

会場：保健センター3階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長・副会長選出
- 5 諮問
①四街道市こども計画の策定について
- 6 説明・報告事項
①四街道市子ども・子育て会議について 【資料1、1別紙】
②当市の子ども・子育ての現状について 【資料2】
③令和5年度実施市民アンケート調査の結果報告について 【資料3-1、3-2】
- 7 議題
①四街道市こども計画の策定方針について 【資料4】
- 8 その他
- 9 閉会

四街道市子ども・子育て会議について

1. 設置の経緯

子ども・子育て支援法第 7 2 条

審議会その他の合議制の機関の設置（努力義務）

→本市では平成 29 年度まで、「四街道市保健福祉審議会」にて審議

→平成 30 年度より、子どもや子育て世帯を取り巻く環境の変化、制度や施策等の多岐・複雑化に対応するため、子どもや子育て支援に関する施策について専門的に審議する専門機関を設置 = 四街道市子ども・子育て会議

2. 四街道市子ども・子育て会議の概要

① 設置根拠

- ・四街道市子ども・子育て会議条例（資料 1 別紙参照）

② 所掌事務（条例第 2 条）

(1) 子ども・子育て支援法第 7 2 条第 1 項に規定する事務

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定
- ・特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定
- ・子ども・子育て支援事業計画の策定・変更
- ・子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

(2) その他、本市の子ども・子育て施策に関し市長が必要と認める事項

③ 組織・委員構成（条例第 3 条）

- ・委員 1 5 人以内で組織

(1) 学識経験者

(2) 保健医療関係団体の推薦を受けた者

(3) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者

(4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（幼稚園・保育所などの従事者）

(5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者（子どもの保護者）

(6) 公募による市民

④ 任 期

- ・令和 6 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 3 0 日の 2 年間

⑤ 会議・部会の運営（条例第7条、第8条）

- ・ 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- ・ 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- ・ 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ・ 会議は部会を設置することができる。
- ・ 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

⑥ 開催予定

- ・ 会議は原則として年2回開催、1回あたり2時間程度
（令和6年度はこども計画策定に向けた審議のために4回開催予定）

○四街道市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 市は、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、四街道市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に規定する事務の処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係団体の推薦を受けた者
- (3) 児童福祉関係団体の推薦を受けた者
- (4) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (6) 公募による市民

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各 1 人置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、調査審議事項を明示して学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に、その部会に属する委員の互選による部会長を置く。

4 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第4条第3項及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

当市の子ども・子育ての現状について

(保育所・幼稚園・こどもルーム整備状況等)

就学前児童傾向

年度	① 学齢前 児童数	② ①のうち 外国人数	③ 保育所等 児童数	④ 幼稚園児数			⑤ 保育所等 割合 (③/①)	⑥ 幼稚園割合		学齢前児童数年齢別内訳						
				(A)幼稚園分	(B)こども園分	(A+B)		(A/④)	(A+B/④)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
平成27年度	4,692	90	975	1,360	127	1,487	20.8	29.0	31.7	721	748	800	806	802	815	4,692
平成28年度	4,734	123	1,027	1,349	133	1,482	21.7	28.5	31.3	732	775	771	813	826	817	4,734
平成29年度	4,760	141	1,152	1,352	128	1,480	24.2	28.4	31.1	682	797	807	806	828	840	4,760
平成30年度	4,797	163	1,211	1,391	129	1,520	25.2	29.0	31.7	704	735	847	840	828	843	4,797
平成31年度	4,867	168	1,344	1,384	124	1,508	27.6	28.4	31.0	720	766	774	879	868	860	4,867
令和2年度	4,882	179	1,346	1,397	118	1,515	27.6	28.6	31.0	733	783	796	806	882	882	4,882
令和3年度	4,858	178	1,519	1,331	127	1,458	31.3	27.4	30.0	723	793	795	818	819	910	4,858
令和4年度	4,842	181	1,629	1,115	266	1,381	33.6	23.0	28.5	722	793	834	817	839	837	4,842
令和5年度	4,724	187	1,848	837	454	1,291	39.1	17.7	27.3	623	754	814	853	827	853	4,724
令和6年度	4,610	203	1,890	734	463	1,197	41.0	15.9	26.0	665	657	760	831	851	846	4,610

※ 学齢前児童数及び保育所児童数は4月1日現在の数値であり、幼稚園児数は5月1日現在の数値である。

※ 幼稚園児数(幼稚園分)は学校基本調査の数値であり、市外在住園児も含まれる。また、市民でも市外幼稚園に通園する児童は含まない。

市内保育施設等利用状況

※認可等保育施設及び企業主導型はR6.4.1現在、幼稚園施設はR6.5.1現在

	認可等保育施設					企業 主導型 ②	幼稚園施設			合計 ①+②+③
	公立 (分園含む)	私立 (駅ビル含む)	小規模	認定 こども園	小計①		私立 学校	認定 こども園	小計③	
施設数	3	21	11	4	39	3	5	4	9	51
定員数	269	1,353	208	220	2,050	97	1,240	580	1,820	3,967
入所状況	193	1,360	162	175	1,890	57	734	463	1,197	3,144

認定こども園については、保育所機能と幼稚園機能を別施設としてカウント

保育所整備等の状況

(カッコ内の数値は前年度との増減)

各年度4月1日時点

	施設数	定員	市内施設		待機		整備状況
			申込者	入所者	(入所待ち)	(国報告)	
令和6年4月	39 (+3)	2050 (+136)	1984 (+16)	1890 (+42)	94 (-26)	0 (±0)	①認定こども園第二コスモス幼稚園(60人) ②みらくるバンビーノもねの里(19人) ③ベアキッズ千代田園(19人) ※まなびの森保育園もねの里定員増(40人⇒50人) ※認定こども園四街道さつき幼稚園定員増(36人⇒50人) ※もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+定員増(46人⇒60人)
令和5年4月	36 (+3)	1914 (+166)	1968 (+253)	1848 (+219)	120 (+34)	0 (±0)	①まなびの森保育園もねの里(40人) ②もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+(46人) ③緑ヶ丘幼稚園(80人)
令和4年4月	33 (+5)	1748 (+157)	1715 (+108)	1629 (+110)	86 (-1)	0 (±0)	①スクルドエンジェル保育園もねの里園(60人) ②千代田幼稚園(30人) ③ベアキッズ四街道駅前園(19人) ④オンジュソリアル保育園よつかいどう園(19人) ⑤しあわせいっぱい保育園四街道(19人) ※あい・あい保育園四街道園定員増(60人⇒70人)
令和3年4月	28 (+5)	1591 (+218)	1607 (+40)	1519 (+173)	87 (-134)	0 (-74)	①かえで保育園四街道(60人) ②もりのなかま保育園四街道園(60人) ③わくわく保育園もねの里園(60人) ④みどりがおかほいくえん(19人) ⑤ちよだっこルームもねの里(19人)
令和2年4月	23 (±0)	1373 (±0)	1567 (+142)	1346 (+2)	221 (+130)	74 (+74)	
平成31年4月	23 (+1)	1373 (+80)	1425 (+145)	1344 (+133)	81 (+12)	0 (-2)	①あい・あい保育園四街道駅北口園(90人) ※さつき保育定員減(100人⇒90人)
平成30年4月	22 (+4)	1293 (+101)	1280 (+68)	1211 (+59)	69 (+9)	2 (-22)	①あい・あい保育園四街道めいわ園(60人) ②ミルキーホームみどり園(19人) ③Picapica保育園美しが丘園(19人) ④植草学園千葉駅保育園(3人)
平成29年4月	18 (+3)	1192 (+160)	1212 (+94)	1152 (+125)	60 (-31)	24 (-20)	①あい・あい保育園四街道園(60人) ②ミルキーホームもねの里(60人) ③かるがも保育園四街道園(60人) ※さつき保育定員減(120人⇒100人)
平成28年4月	15 (+3)	1032 (+97)	1118 (+55)	1027 (+52)	91 (+3)	44 (-28)	①まちの保育園成山(60人) ②まちの保育園四街道駅前(18人) ③スクルドエンジェル四街道園(19人)
平成27年4月	12 (+1)	935 (+63)	1063 (+65)	975 (+68)	88 (-3)	72 (+16)	①テンダーレベリング保育園わらび(60人) ②たけのこ保育園(33人⇒36人)
平成26年4月	11 (+1)	872 (+60)	998 (+49)	907 (+30)	91 (+19)	56 (+20)	ミルキーホーム四街道園(60人)
平成25年4月	10 (+1)	812 (+60)	949 (+59)	877 (+60)	72 (-1)	36 (-3)	ココファン・ナーサリーもねの里(60人)
平成24年4月	9 (±0)	752 (±0)	890 (+64)	817 (+50)	73 (+14)	39 (+15)	
平成23年4月	9 (+2)	752 (+123)	826 (+104)	767 (+97)	59 (+7)	24 (-23)	①ゆうゆう保育園(90人) ②たけのこ保育園(33人)
平成22年4月	7 (±0)	629 (±0)	722 (+36)	670 (+3)	52 (+33)	47 (+28)	
平成21年4月	7	629	686	667	19	19	

※ 本表においては、管外委託及び管外受託の児童数を計上していない。(現年度分のみ下表に記載。)

R6.4.1現在

管外委託(市外施設利用)	千葉市 66人	佐倉市 12人	習志野市 2人	船橋市 2人	成田市 1人	印西市 1人	計=84人
管外受託(市外住民受入)	千葉市 13人	東金市 1人					計=14名

保育所開設年月日・定員一覧（令和6年4月1日現在）

No.	区分	保育所（園）名	開設年月日	定員	子育て支援センター	事業開始年月日	一時保育	事業開始年月日
1	公立	中央保育所	昭和48年4月1日	120	すずらん	H14. 7. 1	コスモス（休止中）	H14. 10. 1
2	公立	千代田保育所	昭和52年4月1日	120			うさぎ	H23. 5. 2
3	公立	中央保育所分園	平成18年12月1日	29				
4	私立	四街道保育園	昭和26年3月9日	90	ぱんだくらぶ	H25. 7. 1	よつぱルーム	H12. 4. 1
5	私立	さつき保育園	昭和54年4月1日	90				
6	私立	大日保育園	昭和62年4月1日	90	ひまわり	H19. 9. 1	のいちご（休止中）	H19. 9. 1
7	私立	エンゼルステーション保育園	平成15年4月1日	60	ほしのこらんど	H15. 5. 1	エンゼルステーション	H15. 4. 1
8	私立	ゆうゆう保育園	平成23年4月1日	90	ゆうゆう	H23. 5. 2	こあら組（休止中）	H23. 5. 18
9	私立	認定こども園さつき幼稚園	平成27年4月1日	50	りんごルーム	H28. 4. 1		
10	私立	Gakkenほいくえん もねの里	平成25年4月1日	60	ココの里	H25. 11. 5		
11	私立	ミルキーホーム四街道園	平成26年4月1日	60	ぶちみるきい	H26. 9. 1	さくらルーム（休止中）	H26. 10. 1
12	私立	ﾎﾝﾀﾞ-ﾗｲﾌﾞﾝｸﾞ 保育園わらび	平成27年4月1日	60	わらびーの	H28. 9. 1		
13	私立	まちの保育園成山	平成28年4月1日	60	まちっこ	H28. 4. 1		
14	私立	まちの保育園四街道駅前	平成28年4月1日	18				
15	私立	スクルドエンジェル保育園四街道園	平成28年4月1日	19				
16	私立	ミルキーホームもねの里	平成29年4月1日	60	もねっこ	H29. 10. 1		
17	私立	AIAI NURSERY 四街道	平成29年4月1日	70				
18	私立	かるがも保育園四街道園	平成29年4月1日	60	こがも	R4. 1. 1	（保育所と同名）	R4. 4. 1
19	私立	AIAI NURSERY 四街道めいわ	平成30年4月1日	60				
20	私立	ミルキーホームみどり園	平成30年4月1日	19				
21	私立	Picapica保育園美しが丘園	平成30年4月1日	19				
22	私立	植草学園千葉駅保育園	平成30年4月1日	3				
23	私立	AIAI NURSERY 四街道駅北口	平成31年4月1日	90				
24	私立	わくわく保育園もねの里園	令和3年4月1日	60				
25	私立	もりのなかま保育園四街道園	令和3年4月1日	60			ことり	R3. 4. 1
26	私立	かえで保育園四街道	令和3年4月1日	60	かえでらんど	R3. 11. 1		
27	私立	緑ヶ丘幼稚園附属みどりがおかほいくえん	令和3年4月1日	19				
28	私立	千代田幼稚園附属ちよだっこルームもねの里	令和3年4月1日	19				
29	私立	スクルドエンジェル保育園もねの里園	令和4年4月1日	60				
30	私立	千代田幼稚園	令和4年4月1日	30				
31	私立	オンジュソリアル保育園よつかいどう園	令和4年4月1日	19				
32	私立	ベアキッズ四街道駅前園	令和4年4月1日	19			（保育所と同名）	R4. 4. 1
33	私立	しあわせいっぱい保育園四街道	令和4年4月1日	19				
34	私立	まなびの森保育園もねの里	令和5年4月1日	50				
35	私立	もりのなかま保育園四街道めいわ園サイエンス+	令和5年4月1日	60				
36	私立	緑ヶ丘幼稚園	令和5年4月1日	80				
37	私立	みらくるバンビーノもねの里	令和6年4月1日	19				
38	私立	ベアキッズ千代田園	令和6年4月1日	19			（保育所と同名）	R6. 4. 1
39	私立	認定こども園第二コスモス幼稚園	令和6年4月1日	60				
計				2,050		13		11

【保育所】

整備状況	園数	定員
平成22年4月1日	7園	629人
平成23年4月1日	9園	752人
平成24年4月1日	9園	752人
平成25年4月1日	10園	812人
平成26年4月1日	11園	872人
平成27年4月1日	12園	935人
平成28年4月1日	15園	1032人
平成29年4月1日	18園	1192人
平成30年4月1日	22園	1293人
平成31年4月1日	23園	1373人
令和2年4月1日	23園	1373人
令和3年4月1日	28園	1591人
令和4年4月1日	33園	1748人
令和5年4月1日	36園	1914人
令和6年4月1日	39園	2050人

【子育て支援センター】

整備状況	園数
平成22年度	3園
平成23年度	5園
平成24年度	5園
平成25年度	7園
平成26年度	8園
平成27年度	8園
平成28年度	11園
平成29年度	12園
平成30年度	11園
平成31年度	11園
令和2年4月1日	11園
令和3年4月1日	11園
令和4年4月1日	13園
令和5年4月1日	13園
令和6年4月1日	13園

【一時保育】

整備状況	園数
平成22年度	4園
平成23年度	6園
平成24年度	6園
平成25年度	6園
平成26年度	7園
平成27年度	7園
平成28年度	7園
平成29年度	7園
平成30年度	7園
平成31年度	7園
令和2年4月1日	7園
令和3年4月1日	8園
令和4年4月1日	10園
令和5年4月1日	10園
令和6年4月1日	11園

うち4園休止中

分園を含んだ園数で表示

幼稚園施設一覧

	区分	幼稚園名	住所	定員	備考
1	私立	緑ヶ丘幼稚園	四街道市大日393	180	在籍児童数： 157（うち市内在住： 155） ※R6.5.1現在
2	私立	さくらがおか幼稚園	四街道市大日86	240	在籍児童数： 152（うち市内在住： 146） ※R6.5.1現在
3	私立	四街道旭幼稚園	四街道市小名木77-3	240	在籍児童数： 150（うち市内在住： 149） ※R6.5.1現在
4	私立	つぼみ幼稚園	四街道市大日197	250	在籍児童数： 156（うち市内在住： 153） ※R6.5.1現在
5	私立	千代田幼稚園	四街道市千代田5-65	240	在籍児童数： 146（うち市内在住： 144） ※R6.5.1現在
6	私立	くりやま幼稚園	四街道市栗山296	270	在籍児童数： 124（うち市内在住： 123） ※R6.5.1現在
7	私立	第二コスモス幼稚園	四街道市千代田1-30	40	在籍児童数： 45（うち市内在住： 42） ※R6.5.1現在
8	私立	みそら幼稚園	四街道市みそら4-16-1	240	在籍児童数： 152（うち市内在住： 133） ※R6.5.1現在
9	私立	認定こども園四街道さつき幼稚園	四街道市下志津新田2531-9	120	在籍児童数： 115（うち市内在住： 101） ※R6.5.1現在
合計				1,820	在籍児童数： 1,197（うち市内在住： 1,146） ※R6.5.1現在

企業主導型保育事業所

	保育所名	事業者	住所	開始年月 (うち地域枠)	定員 (うち地域枠)
1	きわみ保育園	保育・介護複合施設きわみ	四街道市大日1681-1	平成29年4月	33
				(平成29年4月)	(16)
2	こじか保育園	国立病院機構下志津病院	四街道市鹿渡934-5	平成29年4月	45
				(平成29年7月)	(10)
3	みらいのまち保育園四街道	株式会社ドットライン	四街道市大日423 M2プラザ立体駐車場棟1階	令和4年3月	19
				(令和4年3月)	(9)
合計					97
					(35)

こどもルーム施設一覧

	ルーム名	所在地	開所年月	定員(人)
1	四街道小そらこどもルーム	四街道1557番地	昭和51年4月	45
2	四街道小うみこどもルーム	四街道1557番地	平成13年10月	40
3	四街道小やまこどもルーム	四街道1557番地	令和3年4月	30
4	中央小あおばこどもルーム	鹿渡917番地	昭和51年4月 <small>(H21年4月中央小敷地内へ移転)</small>	40
5	中央小わかばこどもルーム	鹿渡917番地	平成28年4月	40
6	中央小ふたばこどもルーム	鹿渡無番地福祉センター内	令和2年4月	40
7	大日小さくらこどもルーム	大日978番地	昭和53年4月	40
8	大日小すみれこどもルーム	大日978番地	平成30年12月	40
9	旭小こどもルーム	山梨1485番地	昭和53年4月	45
10	四和小ひかりこどもルーム	和良比228番地	昭和58年4月	40
11	四和小のぞみこどもルーム	和良比228番地	平成29年4月	48
12	八木原小けやきルーム	千代田5丁目4番	昭和54年4月	40
13	八木原小ひのきルーム	千代田5丁目4番	令和2年4月	36
14	吉岡小こどもルーム	鷹の台3丁目2番	平成12年10月	40
15	和良比小にじこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成13年11月	30
16	和良比小ほしこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成17年11月	30
17	和良比小つきこどもルーム	美しが丘3丁目12番	平成30年4月	40
18	和良比小たいようこどもルーム	美しが丘3丁目12番	令和2年4月 <small>(令和4年4月和良比小敷地内へ移転)</small>	50
19	和良比小ぎんがこどもルーム	美しが丘3丁目12番	令和4年4月	50
20	栗山小こどもルーム	つくし座3丁目1番8号	平成16年11月	40
21	山梨小こどもルーム	旭ヶ丘1丁目9番12号	平成20年4月	30
22	南小ももこどもルーム	物井1536番地	平成21年4月 <small>(平成29年4月南小敷地内へ移転)</small>	40
23	南小ゆりこどもルーム	物井1536番地	平成29年4月	40
24	南小こすもすこどもルーム	物井1536番地	令和5年4月	60
25	みそら小こどもルーム	みそら2丁目13番	平成26年4月	30

整備状況	施設数	定員	新設されたルーム
平成22年4月1日	13施設	500人	
平成23年4月1日	13施設	500人	
平成24年4月1日	13施設	500人	
平成25年4月1日	13施設	500人	
平成26年4月1日	14施設	530人	みそら小
平成27年4月1日	14施設	530人	
平成28年4月1日	15施設	570人	中央小わかば
平成29年4月1日	17施設	650人	四和小のぞみ 南小ゆり
平成30年4月1日	18施設	690人	和良比小つき
平成30年12月1日	19施設	730人	大日小すみれ
平成31年4月1日	19施設	730人	
令和2年4月1日	22施設	851人	中央小ふたば 八木原小ひのき 和良比小たいよう
令和3年4月1日	23施設	881人	四街道小やま
令和4年4月1日	24施設	944人	和良比小ぎんが
令和5年4月1日	25施設	1004人	南小こすもす
令和6年4月1日	25施設	1004人	

* 開所年月は建築年月ではない。

「四街道市子育て支援に関するアンケート調査」から見えてきた課題等

1. 日常的な育児サポートの不足（報告書 P15、P83）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が約 6 割である一方で、「いずれもない」が約 2 割という結果が出ており、日常的な育児サポートが不足していることが示されています。

緊急時の育児サポート体制の強化が必要であると考えられます。

2. 子どものしつけや生活習慣に関する悩み（報告書 P17、P85）

「子どものしつけ・生活習慣」が約 5 割と最も多い悩みであることが明らかになっています。

しつけや生活習慣に関する相談体制の強化が必要であると考えられます。

3. 教育・保育事業の活用（報告書 P19、P29）

「利用している」が約 8 割である一方で、「利用していない」理由として「利用する必要がない」が約 6 割、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が約 2 割存在していることが示されています。

幼稚園や保育所などにおいて保護者の利用しやすい環境を整える必要があると考えられます。

4. 病気と病気後のケアの必要性（報告書 P41）

病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかった場合、「母親が仕事を休んだ」が約 7 割となっていることが示されています。

病児・病後児保育施設の拡充や、柔軟な働き方の推進等が求められています。

5. 放課後の過ごし方と学童保育の利用（報告書 P50～P51、P89～P90）

小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所として「こどもルーム（学童保育所）」が約 4 割、「自宅」が約 7 割となっていることが示されています。

放課後の子どもの居場所に係るニーズを把握し、対応していく必要があります。

6. 一時的な預かりサービスの利用と需要（報告書 P44～P45）

一時的に預けたことがある割合が約 1 割であり、「利用していない」理由として「特に利用する必要がない」が約 7 割、「利用料がかかる・高い」が約 2 割となっていることが示されています。

一時預かりサービス等における保護者の利用しやすい環境を整える必要があると考えられます。

7. 宿泊を伴う一時的な預かりサービスの需要（報告書 P48）

泊りがけで預ける必要があった割合が約 1 割であり、その際の対処方法として「祖父母等の親族・知人にみてもらった」が約 8 割となっていることが示されています。

宿泊を伴う一時預かりサービス等における保護者の利用しやすい環境を整える必要があります。

8. 子育て支援サービスの認知度と利用意向（報告書 P35）

子育て支援サービスの認知度にばらつきがあり、利用したことがある割合が全体的に低くなっています。

また、「今後利用したい」という回答も全体的に低い割合となっています。

子育て支援サービスの認知度の向上や、保護者にとって利用しやすいサービスの提供に努める必要があると考えられます。

9. 子育て世帯のコミュニティ参加と情報交換（P33～P34）

子育て支援センターや地域子育て支援拠点事業の利用率が約1割と低く、利用希望も約1割程度にとどまっています。

子育て世帯の交流の場における、利用促進が図られる取り組みが必要であると考えられます。

10. 子育てに関する費用の負担（報告書 P17、P85）

約3割から4割の保護者が「子育てや教育にかかる費用」について悩みや不安を感じています。

児童手当などの経済的支援やその施策に係る積極的な周知を図る必要があると考えられます。

11. 保護者の精神的負担（報告書 P17、P85）

約1割から2割の保護者が子育てにストレスを感じています。

子育てに係る育児ストレスやメンタルヘルスの軽減を図るための施策が必要であると考えられます。

12. 子どもの健康管理と支援（報告書 P17、P85）

子どもの病気や健康管理に関する悩みが約3割の保護者に見られます。

定期的な子どもの健康管理のサポートや、子どもの健康に関する情報提供や啓発活動を行う必要があると考えられます。

「四街道市子どもの生活状況調査」から見えてきた課題等

1. 子どもの栄養不足（報告書 P. 14～15、P. 71～73）

低所得世帯の子どもは、栄養バランスの取れた食事を十分に摂取できていない場合があることが分かりました。少数ながら、定期的な摂食をしていない子どもも見られました。

低所得世帯に対する食の支援と、健康的な食生活を促進する支援が必要であると考えられます。

2. 保護者の心理的負担（報告書 P. 32～33）

低所得世帯やひとり親世帯の保護者は、ストレスや抑うつ症状を抱えやすい傾向にあることが分かりました。保護者の状態が、親子関係や子どもの心理的安定に悪影響を及ぼす可能性があります。

低所得世帯やひとり親世帯の保護者に対して、心の健康をサポートするための支援を強化する必要があると考えられます。

3. 学習機会の格差（報告書 P. 51～54、P. 68～70）

低所得世帯の子どもは、塾で勉強する割合や文化活動等に参加している割合が低くなり、経済的な理由で塾や習い事に通う機会が制限されている状況が伺われます。教育機会に格差が生じていることが、子どもたちの学力や将来の進路に影響を与える可能性があります。

低所得世帯の子どもが経済的な負担なく、学習や体験の機会を得られるような支援が必要であると考えられます。

4. 保護者の社会参加の制限（報告書 P. 21）

低所得世帯の保護者は、学校行事や地域行事にまったく参加していない割合がやや高い傾向にあることが分かりました。学校行事や地域行事への参加が困難な理由としては、就労状況からくる経済的な制約や時間的な制約が推測されます。

5. 子どもの進学希望の持ちにくさ（報告書 P. 24～27、P. 62～67）

低所得世帯の子どもは、進学先を高校までと考える割合が高く、進学希望をもちにくい傾向にあることが分かりました。進路の選択理由としてとくに理由はないと回答する割合が比較的高く、進学や将来に対する具体的なビジョンがもちにくい状況にあると推測されます。

進学支援制度の拡充やキャリア教育プログラムの充実が必要であると考えられます。

6. 子どもの服装や生活用品の不足（報告書 P. 16、P. 93～95）

低所得世帯の子どもは、経済的な理由で必要な衣服や生活用品の購入が困難な状況にあることが分かりました。子どもの生活環境に悪影響を及ぼしている可能性があります。

7. 保護者の経済的負担によるストレス（報告書 P. 13～17）

低所得世帯の保護者は、生活費や子どもの教育費などに係る経済的な負担が大きいと感じていることが分かりました。

8. 子どもの学習環境の整備不足（報告書 P. 93～95）

低所得世帯では、子どもの学習環境が整っておらず、自宅での学習スペースや学習用具が不足がちになる傾向があります。この状況が子どもの学習効果にも悪影響を及ぼしている可能性があります。

9. 子どもの精神的な負担（報告書 P. 79～87）

経済的な困難や家庭環境の問題が原因で、子どもの精神的な負担が大きくなり、学校生活や人間関係に悪影響を及ぼしている可能性があります。

低所得世帯やひとり親世帯の子どもに対して、心理的なサポートやカウンセリングサービスの提供が必要であると考えられます。

四街道市こども計画策定方針

1 策定方針について

本方針は、四街道市こども計画（以下、「新計画」という。）の策定にあたって、基本的な考え方や必要な事項を定めるものです。

2 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）では、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て四街道」を基本理念とする、「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」（以下、「現計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

現計画の基本理念のもと、積極的な保育所整備や、高校生等まで対象を拡充した子ども医療費の助成等、各種施策を総合的に展開してきました。

その結果、令和3年度から保育所待機児童数ゼロを達成すると共に、全国的に人口が減少する中、本市における人口の増加は継続しており、特に若いファミリー層の転入者が約7割を占めるなど、子育て世代から選ばれ、発展を続けております。

しかしながら、共働き世帯の増加や核家族化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境は日々変化しており、今後も子どもを安心して産み育てていくことのできる環境の更なる充実のため、市民の的確なニーズを把握し、施策につなげることが求められています。

そのような中、令和5年4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）により、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

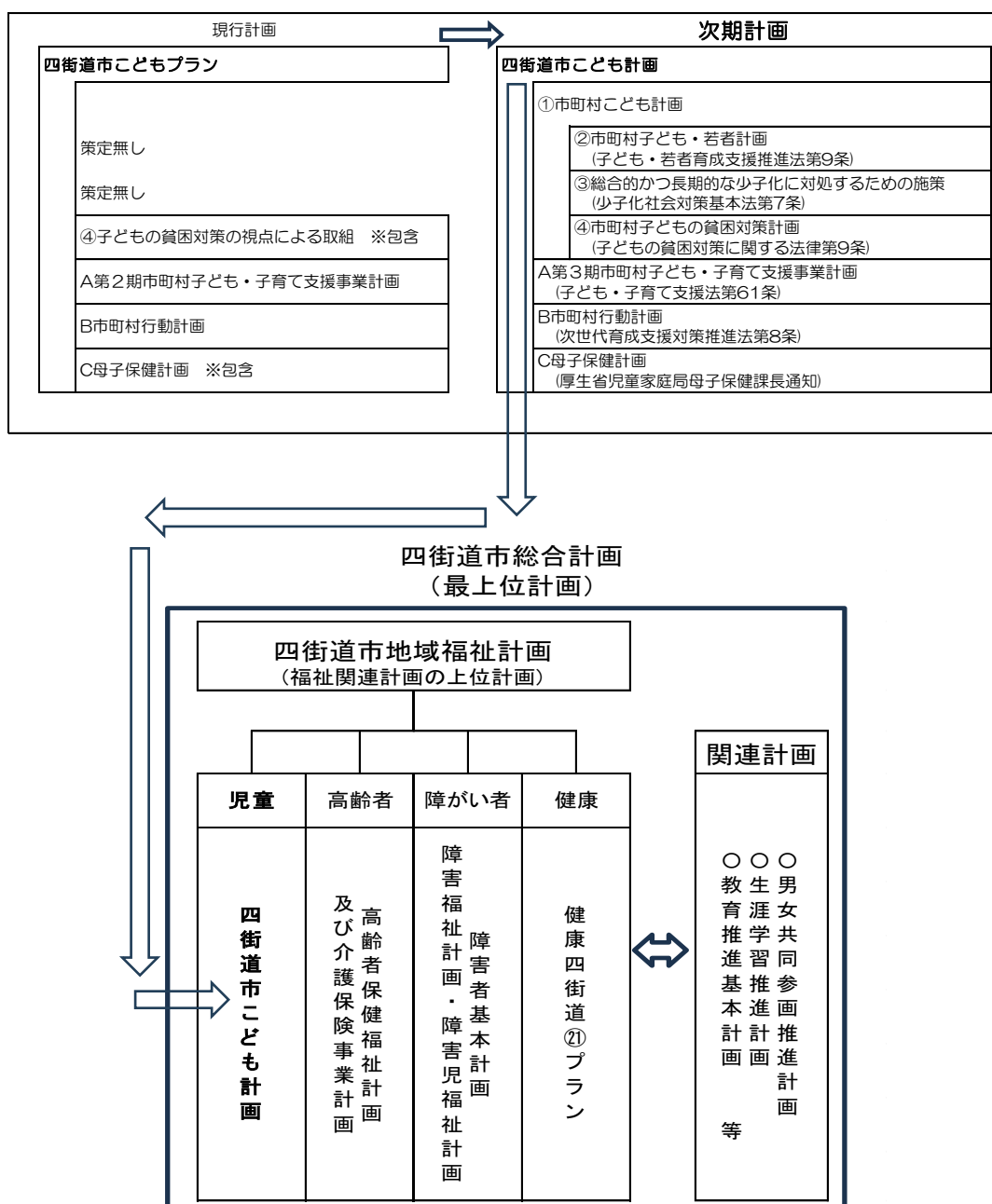
本市ではこども基本法の趣旨を踏まえ、現計画の体系を見直し、令和7年度を初年度とする新計画においては、子ども・子育て支援事業計画をはじめとする関連計画を一体的に策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた切れ目のない支援を、子ども、若者、子育て当事者のライフステージに応じて推進していきます。

3 計画の位置づけ

新計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策推進法第9条に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び「母子保健計画」に位置付けます。

また、こども基本法に規定され、国が策定した「こども大綱」が示す施策の方向性を踏まえ、少子化対策基本法第7条に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を包含するものとします。

なお、本市市政の最上位計画である「四街道市総合計画」等の上位計画の方向性を踏まえるとともに関連分野の個別計画との整合性を図るものとします。



4 計画期間

新計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

5 策定体制

(1) 四街道市子ども・子育て会議

四街道市子ども・子育て会議条例に基づき設置した子ども・子育て会議において、市長からの諮問に応じて計画内容について審議します。

(2) 庁内策定委員会

計画内容について協議・調整を行うための庁内組織として、四街道市こども計画策定委員会を設置します。

(3) 子どもの貧困対策庁内連絡会議

子どもの貧困対策に関する施策について検討・調整を行うための庁内組織である四街道市子どもの貧困対策庁内連絡会議において、子どもの貧困対策に係る計画内容について審議します。

(4) 庁内関係課等からの意見聴取

計画における課題や今後の方向性を検討するため、庁内関係課等に調査を実施するとともに、必要に応じて意見聴取を実施します。

6 事業者・子ども・市民等の意見の把握

(1) 事業所調査

量の見込み（ニーズ）に対応する供給体制を検討するにあたり、運営上の課題や今後の事業展開などを把握するため、認定こども園、幼稚園、保育所等に対して調査を行います。

(2) 子ども等の意見聴取

①市民アンケート調査

◆子育て支援に関するアンケート調査

令和5年度に実施した「四街道市子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の結果に基づき、本市の子育て支援に係る課題・ニーズを把握するとともに、教育・保育事業及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みを算出します。

◆子どもの生活状況調査

令和5年度に実施した「四街道市子どもの生活状況調査」（以下、「生活状況調査」という。）の結果に基づき、本市の子どもの貧困対策に係る現状・課題を把握します。

②子ども等からの意見聴取

◆意見募集（一般）

市内在住・在勤・在学の小学5年生～29歳、子育て中の保護者、子育て支援者から、子どもに関する幅広いテーマについて要望やアイデア等の意見を募集します。

◆意見募集（小中高生）

市内公立小学校5～6年生、中学校1～3年生、高校1～3年生から、子どもに関する幅広いテーマについて要望やアイデア等の意見を募集します。

◆意見交換会（中高生）

中高生（市内中学校、高校からの推薦により選出）を対象に意見交換会を実施します。
小中高生から募集した意見のうち、市が施策に反映して実施できると判断した意見について、より効果的に実施するためのアイデア等を話し合ってもらいます。

◆森まつりアンケート（未就学児～小学生）

プレーパークどんぐりの森で令和6年3月に開催した森まつりに参加した子どもに対して行ったアンケート結果から、低年齢の子どもの意見を把握します。

◆インタビュー

声を聴かれにくい子ども等（不登校の子どもや外国人の子ども、障がいのある子ども等）が利用する施設に出向き、アンケートでは把握しきれない意見を聴き取ります。

③市民活動団体へのインタビュー

市内で活動している子育て支援ボランティア団体、NPO 法人等にご協力いただき、本市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況や課題、推進すべき施策等について聴き取ります。

(3) 市民参画

①審議会等手続

四街道市市民参加条例に基づき、審議会が市長からの求め（諮問）に応じ、新計画についての意見を提出（答申）します。※本会議における一連の審議

②パブリックコメント

四街道市市民参加条例に基づき、新計画に対する幅広い意見を聴取するため、市民等に対し意見募集を行います。

7 スケジュール（予定）

予定時期	子ども・子育て会議（※1、2）	子ども等の意見把握
令和6年 5月30日（木）	第1回子ども・子育て会議 ・ 諮問 ・ 計画策定方針 ・ ニーズ調査・生活状況調査の結果報告	（5月～7月） ・ 事業所調査 ・ 意見募集 ・ 意見交換会
8月22日（木）	第2回子ども・子育て会議 ・ 子ども等の意見聴取結果の報告 ・ 調査結果から見える現状と課題の整理 ・ 計画骨子案（施策体系 など）	・ 施設訪問インタビュー ・ 市民活動団体インタビュー
11月14日（木）	第3回子ども・子育て会議 ・ 計画素案（施策案、教育・保育事業等の量の見込みと確保方策 など）	
令和7年 2月6日（木）	第4回子ども・子育て会議 ・ 計画最終案（数値目標 など） ・ 答申	
2月～3月		・ パブリックコメント

※1 会議開催日については、変更となる場合があります。正式な日時及び会場については、開催の1か月前頃に通知します。

※2 上記会議開催日程のほかに、委員から書面等により意見を聴取する場合があります。